

議 事 日 程

令和8年4月27日（月曜日）午前9時30分 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

(追加日程)

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第2号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第12号）

専第3号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

専第4号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）

専第5号 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

専第6号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第6号）

専第7号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第32号 財産の取得について

日程第9 同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員（6名）

1番 今井沙織

2番 安江真治

3番 安保泰男

4番 安江健二

5番 今井美和

6番 今井美道

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 桂川憲生

教育長 今井竜生

総務課長 伊藤秀人

総務課課長 神戸正紀

村民福祉課長 安江由次

村民福祉課課長 田口美果

産業建設課長 今井信和

産業建設課課長 辻普稔

教育課長 今井宣之

診療所事務局長 若井純

会計管理者 田 口 こそ江

監査委員 安 江 裕 尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 河 田 孝

○議会事務局書記（河田 孝君）

おはようございます。事務局書記の河田でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、お願いします。

本日は、CATV並びに報道各社の入室及び撮影を許可しておりますので、御報告を申し上げます。

開会に先立ちまして、村長が御挨拶を申し上げます。

○村長（桂川憲生君）

皆様、おはようございます。

このたび東白川村長を拝命し、23日付で着任をいたしました桂川憲生でございます。どうぞよろしく願いいたします。

そして、このたびの選挙で御当選されました議員の皆様、どうぞ4年間よろしく願いいたします。

村長就任後初めての議会に当たり、所信を述べさせていただきます。

このたびの選挙において、東白川村が持続性を持って将来も発展するよう導く責任を負ったものと受け止めております。これまで本村を支えてこられました前今井村長をはじめ、先人の努力に深い敬意と感謝を表す次第でございますけれども、しかし同時に、令和25年度の年間62名という人口減少を目の当たりにし、今の延長線上だけでは本村の未来は守れないという現実も直視しなければならないと強く感じた次第でございます。

私は、東白川村を安心して住み続けられる村、そして選ばれる村へと転換するその先頭に立ちます。

まず、人口減少についてでございますけれども、人口減少が引き起こすいろいろな課題は、地域の存続に致命的な影響を及ぼすもので、諦めることなく最優先課題として立ち向かう所存でございます。そのためには、空き家の流動化、地域産業の後押し、子育て支援の3つを一体化で進め、選ばれる東白川の実現のために進んでまいります。

次に、分野ごとについて、その方向、考え方を述べさせていただきます。

農業分野については、第1に、水稻の集落営農を全村的に展開し、遊休農地の解消に努めます。また、土地改良事業から30年以上を経過し、補修の必要な水田が増えてきており、補修工事のための財源確保に努めてまいります。

また、本村の主力作物でございます夏秋トマトの面積拡大に努めるとともに、緑茶や小規模野菜の販売、これらを売りやすい売場などを整備して所得向上に努めてまいります。

林業振興については、東濃ひのき、これが本村の最大の資源でございます。この資源の新しい販売チャンネルを開いてまいります。

また、ヒノキのまきをはじめとする各種林産資源の新しい販売にも取り組み、意欲ある世帯の所

得向上に努めてまいります。

介護・医療分野では、介護ニーズの変化から社会福祉協議会、老健などの経営負担が膨らんでおります。早期に検討組織を立ち上げ、現状のニーズに合ったサービス体制につくり変える準備に入ります。

保健分野では、生涯歩ける体をつくることをテーマとして取り組んでまいります。

高齢者世帯の支援として、ごみ出しサービスの創設や配食サービスの増加に向けて準備に入ります。

教育分野につきましては、まずは義務教育学校の開校に向けて、令和8年度の国予算の編成の遅れやイラン情勢による建設物資の供給不安など、工事の遅延が心配される懸念が高まっておりますが、極力開校、そして学業に支障のないように努めてまいります。

防災力の強化につきましては、東海・東南海・南海地震の発生に備えることが最優先事項と考えております。発災から3日間を地域の共助によって持ちこたえられる地域防災力を目指してまいります。

財政健全化についてでございますけれども、現在、財政調整基金も基金残高が大きく減っております。また、公債費比率も高く、健全と言える状況ではございません。このため、補助金の見直しや費用対効果の低い事業などの改編を行ってまいります。加えて、慢性的な財源不足解消のため、小水力発電などの収益事業の検討、調査などに着手してまいります。

そして、議会の皆様との関係でございますけれども、議会の皆様とは対立する存在ではなく、村の未来を共に背負うパートナーであると考えております。多様な立場、そして多角的な視座で行われる論議を拝聴し、意見交換をさせていただき、議会を通じて民意を行政に反映していくことを念頭に置いてまいります。

結びに申し上げます。

東白川村の未来は決して悲観するものではありません。そして、他の地域にはない資源や優れた特性があります。そうした強みを生かした地域振興に取り組んでまいります。変わらない東白川村を将来に残すため、守るべきは守り、変わるべきところは大きく変わっていくことをお誓いし、所信表明といたします。議員の皆様並びに村民の皆様の格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本日の臨時議会でございますけれども、専決処分の承認、そして財産取得について、監査委員の選任同意の審議をお願いしております。

専決処分につきましては、一般会計1億2,340万9,000円の減額、3つの特別会計、2つの事業会計を合わせまして3,462万5,000円の減額予算の審議をお願いしております。全て年度末処理に係る専決処分、事業内容の変更によるものではございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

財産取得については、学校系のサーバー更新に係る機器取得の承認をお願いするものでございます。

また、監査委員の選任同意につきましては、議会代表の監査委員でございます。

以上、慎重審議の上、御決定賜るようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局書記（河田 孝君）

ここで暫時休憩として、CATVが退室いたします。

午前9時38分 休憩

午前9時39分 再開

○議会事務局書記（河田 孝君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続きまして、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の安江健二議員を御紹介します。安江健二議員、議長席のほうへお着きください。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（安江健二君）

ただいま紹介されました安江健二です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（安江健二君）

ただいまから令和8年第2回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎仮議席の指定

○臨時議長（安江健二君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（安江健二君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は6人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に今井沙織君、安江真治君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

続いて開票を行います。

今井沙織君、安江真治君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数6票、有効投票6票。

有効投票のうち、安江健二君6票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、安江健二君が議長に当選をしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（安江健二君）

それでは、一言御挨拶をさせていただきます。

本日開催されました臨時議会におきまして、議会議長という大役に御推挙いただき心より御礼を申し上げます。

ふるさと東白川村のために精いっぱい努力をさせていただき覚悟でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

これから、事務局職員が追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

追加議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎議席の指定について

○議長（安江健二君）

日程第1、議席の指定を行います。

これから、事務局職員が議席表を配付いたします。

〔議席表配付〕

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定をいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に名札を設置いたします。

午前9時50分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 今井沙織君、2番 安江真治君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（安江健二君）

日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定をいたしました。

◎副議長の選挙

○議長（安江健二君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は6人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 安保泰男君、5番 今井美和君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番 安保泰男君、5番 今井美和君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数6票、有効投票6票。

有効投票のうち、安江真治君6票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、安江真治君が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された安江真治君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、安江真治君から御挨拶をいただきます。

○新副議長（安江真治君）

ただいま副議長に御推挙いただき、誠にありがとうございます。

責任の重さを真摯に受け止めております。議長を補佐し、公正で円滑な議会運営に努めるとともに、各議員の皆様との対話を大切に、合意形成に尽力してまいります。少人数の議会だからこそ、一人一人の責任を自覚し、住民の皆様のご信頼に応える議会となるよう全力を尽くしてまいります。

今後とも御指導と御協力をお願い申し上げます。

◎常任委員の選任

○議長（安江健二君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員会については、当議会は総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2つの委員会となっております。全議員がこの2委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 今井沙織議員から6番 今井美道議員までの全員を指名したいと思っております。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議員控室にて総務常任委員会並びに産業建設常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。

午前10時00分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（河田 孝君）

それでは、総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果について報告をします。

総務常任委員長に今井美和議員、総務常任副委員長に今井美道議員、産業建設常任委員長に今井美道議員、産業建設常任副委員長に安江真治議員。

以上で報告を終わります。

○議長（安江健二君）

以上のとおり総務常任委員会及び産業建設常任委員会の正・副委員長が決定をいたしましたので、報告します。

◎議会運営委員の選任

○議長（安江健二君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、6番 今井美道議員、5番 今井美和議員、2番 安江真治議員を指名したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議員控室で議会運営委員会を開催していただき、正・副委員長の互選を行っていただきます。なお、議長は地方自治法第105条の規定に基づき委員会に出席をいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんお集まりですので、正・副委員長の互選結果を事務局に報告をさせます。

○議会事務局書記（河田 孝君）

それでは報告いたします。

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果について報告をします。

議会運営委員長に今井美道議員、同副委員長に今井美和議員。

以上で報告を終わります。

○議長（安江健二君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定をしましたので、報告をいたします。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から専第7号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）までの6件を専決処分関連により一括議題とします。

本件についての提案理由を求めます。

総務課長 伊藤君。

○総務課長（伊藤秀人君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求

める。令和8年4月27日提出、東白川村長。

記1. 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第12号）（別紙）。2. 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）。3. 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）（別紙）。4. 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（別紙）。5. 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第6号）（別紙）。6. 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）（別紙）。

次のページをお開きください。

専第2号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第12号）。令和7年度東白川村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,340万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,657万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和8年3月31日、東白川村長。

2ページから6ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、7ページを御覧ください。

第2表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後は同じですので省略させていただき、変更点のみ御説明いたします。

（変更）、起債の目的、過疎対策事業（ソフト）、変更前限度額3,140万円を変更後限度額3,030万円に110万円引き下げます。

公共事業等、変更前限度額4,180万円を変更後限度額3,470万円に710万円引き下げます。以上です。

次に、9ページから11ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を省略させていただき、12ページをお開きください。

3月31日専決補正につきましては、事業費の確定及び確定見込みによるものですので、その点を御理解いただき、ただいまから細部を説明いたします。

款項目、補正額、説明欄の一部の順に御説明申し上げます。

2. 歳入。

2款1項1目地方揮発油譲与税28万7,000円の減額。確定によるものです。

2項1目自動車重量譲与税230万6,000円の追加。確定によるものです。

5項1目森林環境譲与税182万8,000円の減額。確定によるものです。

3款1項1目利子割交付金34万5,000円の追加。確定によるものです。

4款1項1目配当割交付金107万2,000円の追加。確定によるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金213万3,000円の追加。確定によるものです。

6款1項1目地方消費税交付金1,537万3,000円の追加。地方消費税交付金が505万8,000円、社会保障財源交付金が1,031万5,000円の追加で、社会事業費、社会保障事業費に充当するものでございます。

7款1項1目環境性能割交付金154万8,000円の追加。確定によるものです。

8款1項1目地方特例交付金11万3,000円の追加。住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金で確定によるものです。

9款1項1目法人事業税交付金346万1,000円の追加。確定によるものです。

10款1項1目地方交付税3,452万4,000円の追加。特別交付税で確定によるものです。

11款1項6目農林水産業費分担金20万7,000円の減額。農用地等修繕工事分担金が2万7,000円、農業用施設等修繕工事分担金18万円で、それぞれ確定による減額でございます。

2項3目民生費負担金96万6,000円の減額。養護老人ホーム入所者負担金は、入所者が7名から5名に減ったことによる減額です。認可保育所措置児童保育料は、みつば保育園保育料で確定によるものです。

12款1項2目総務費使用料2万円の追加。CATV使用料は6,000円の減額、インターネット利用料は2万6,000円の増額で、ともに確定によるものです。

6目農林水産業費使用料1万円の追加。農業費使用料は、中川原水辺公園施設使用料で確定による増額です。林業費使用料はウッドハイム神付住宅使用料と共益費で、入居者数の確定によるものです。

7目商工費使用料7万4,000円の減額。エコトピア住宅使用料で入居者数の確定によるものです。

8目土木費使用料2万8,000円の追加。道路占用使用料で確定によるものです。

2項4目衛生費手数料14万円の減額。可燃ごみ袋代から廃油回収容器貸出手数料までは、それぞれ確定による増額です。

8目土木費手数料3,000円の減額。屋外広告物許可申請手数料で確定によるものです。

13款1項3目民生費国庫負担金370万6,000円の減額。児童手当交付金で児童数の確定によるものです。

11目災害復旧費国庫負担金258万5,000円の減額。農地・農業用施設災害復旧事業分で事業費確定による減額です。

2項2目総務費国庫補助金1,054万6,000円の追加。デジタル基盤改革支援補助金は行政情報化推進分で、システムの標準化への移行の延伸により、ガバメントクラウド使用料が補助対象となったことによる追加でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、調整給付金事業の不足額給付分の確定による減額です。

3目民生費国庫補助金58万3,000円の減額。出産・子育て応援交付金と妊婦のための支援給付交付金は妊娠時・出産時の交付金で、額の確定によるものです。子どものための教育・保育給付交付金は、村外幼稚園に通園する子の委託料に対する補助金ですが、次年度収入になることが判明した

ため減額でございます。

10目教育費国庫補助金1,000円の追加。確定によるものです。

3項3目民生費国庫委託金5,000円の減額。国民年金事務委託金は交付決定による減額です。年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は事務費分とシステム改修費分で、皆増でございます。

14款1項3目民生費県負担金31万8,000円の減額。児童手当負担金で児童数の確定によるものです。

2項2目総務費県補助金25万5,000円の減額。自主運行バスの運行費補助金は濃飛バスへの補助金分で、確定によるものです。地域少子化対策重点推進交付金は結婚支援生活支援事業分で、令和7年度は申請がなかったため皆減でございます。

3目民生費県補助金222万4,000円の減額。福祉医療費補助金は福祉医療費助成事業補助金、福祉医療運営費補助金、ともに福祉医療費の確定見込みによる減額でございます。児童福祉総務費補助金は、子どものための教育・保育給付交付金で村外幼稚園に通園する子の委託料に対する補助金ですが、次年度収入になることが判明したため減額です。

4目衛生費県補助金11万4,000円の減額。予防費補助金では、小児がんワクチン再接種費用補助金とがん患者医療用補正具購入助成事業費補助金、骨髄移植ドナー等助成事業費補助金は、申請がなかったため皆減です。岐阜県妊婦に対する分娩取扱施設への交通費支援事業費補助金は、2名減による減額です。妊婦に対する遠方の産科医療機関への交通費支援事業費補助金は、令和7年度から事業化されたもので5名の方が利用されました。廃棄物対策費補助金は産廃の立入検査市町村交付金で、確定によるものです。

6目農林水産業費県補助金92万2,000円の減額。農業費補助金と林業費補助金は、それぞれ事業費の確定による減額です。

7目商工費県補助金1万5,000円の減額。確定による減額です。

10目教育費県補助金9万1,000円の減額。確定による減額です。

3項2目総務費県委託金261万3,000円の減額。選挙費委託金、統計調査費委託金は、それぞれ事業費の確定による増減でございます。

15款1項2目利子及び配当金27万5,000円の追加。保育園及び学校施設整備基金で、学校施設整備基金利子の追加でございます。

2項1目生産物売払収入114万5,000円の減額。村有林生産材売払収入で実績による減額でございます。

2目不動産売払収入1万9,000円の追加。中通地内の土地売払収入で既に入金済みですが、予算額がゼロ円のため追加をするものでございます。

16款1項1目一般寄附金61万6,000円の追加。実績による追加でございます。

2目指定寄附金1,708万2,000円の減額。総務費指定寄附金は、ふるさと思いやり基金指定寄附金で減額ですが、7年度の最初の確定額は2億2,271万8,000円となります。民生費指定寄附金は、1

名の方からの社会福祉施設指定寄附金をいただいたことによる追加です。

17款1項15目ふるさと思いやり基金繰入金1億3,900万円の減額。様々な事業に充当するよう予算組みをしておりますが、令和7年度当初予算を計上する際、一般財源が捻出できなかったため、やむを得ず、ふるさと思いやり基金で充当をしておりました。3月末の決算見込みで一般財源を捻出できる見込みとなったため、減額をします。なお、令和7年度のふるさと納税寄附額は全額基金へ積立てをしております。

18目森林環境譲与税基金繰入金855万8,000円の減額。林政関係事業に充てておりましたが、事業費が確定したことによる減額でございます。余剰金は基金へ積み立てておき、新年度事業の義務教育学校整備で運用をいたします。

19目農用地等保全対策基金繰入金10万2,000円の減額。事業費確定による減額でございます。

18款1項1目繰越金850万5,000円の減額。前年度繰越金で収支のバランスを取るものでございます。

19款4項4目雑入230万円の減額。雑入で全て実績によるものでございますが、この中のCATV災害保険金6万9,000円の減額はテレビカメラの保険金でございます。中ほどの物件移転補償費30万6,000円の追加は、西洞口の崩落対策に伴う支障移転補償分です。下から5行目のふるさと納税返礼品取戻し手数料1,000円は、返礼品の送付先を登録された住所ではなく、別の住所に送ってほしいとの申出があり、その場合は寄附者負担金になるため、その手数料でございます。前年度団体生命共済清算過金保険料、自動車損害共済基金分担金返戻金、可茂町村議会議長会出張旅費、21ページの岐阜県障害者自立支援給付費等負担金過年度精算金は既に入金されておりますが、予算額がゼロ円のため追加するものでございます。

20款1項3目民生債10万円の減額。高校生通学支援事業は事業費の確定見込みによる減額です。

6目農林水産業債100万円の減額。中山間地域総合整備事業から基幹農道五葉・神付線舗装修繕工事までは、事業費の確定見込みによる増減でございます。

8目土木債100万円の減額。公共急傾斜地崩壊対策負担金から交通安全対策（通学路緊急対策）補助事業までは、事業費の確定見込みによる増減でございます。

続いて歳出へ参ります。

歳出につきましては、4月23日開催の議会懇談会で御説明申し上げた内容となります。その際、細部説明を省略させていただくことにお許しを得ておりますので、本日は追加する部分のみの説明といたします。歳入同様、事業費の確定及び確定見込みによるものでございます。

3. 歳出。

24ページをお開きください。

24ページの2款1項14目物価高騰対策費でございます。51万3,000円の減額。

25ページの上段でございます。

【重点支援】消費者生活支援事業で印刷製本費を減額し、事務委託料を追加する予算科目の組替えでございます。

28ページをお開きください。

28ページの下段でございます。

3款1項3目保健福祉費19万4,000円の追加。保健福祉費一般で、1名の方からの寄附金を社会福祉施設基金へ積み立てるものです。

次のページの上段でございます。

障がい福祉サービス事業でございます。扶助費の減額のほか、令和6年度実績による県負担金返還金の追加でございます。

30ページの最下段、4款1項2目予防費185万1,000円の減額。

次のページの中段です。

がん検診でございます。がん検診で事務費と補助金の減額と、実績による前年度感染予防費等国庫補助金返還金の追加でございます。

34ページの中段をお願いします。

6款2項1目林業総務費150万5,000円の追加。林業総務費で森林環境譲与税の額確定による基金積立金の追加でございます。

39ページまで飛んでいただきたいと思います。39ページの下段でございます。

10款1項2目事務局費143万4,000円の減額。教育委員会事務局費でございます。負担金の減額と学校施設整備基金利子の確定による基金積立金の追加でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江由次君。

○村民福祉課長（安江由次君）

では、続きまして専第3号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,274万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,562万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和8年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税206万9,000円の減額です。説明欄を御覧ください。医療給付費分現年課税分で20万円の減、後期高齢者支援金分現年課税分で120万円の減、介護納付金分現年課税分で66万9,000円の減、いずれも決算見込みにより減額するものでございます。

続いて、3款1項1目保険給付費等交付金、補正額1,355万5,000円の減額です。説明欄を御覧く

ださい。医療給付費分として決算見込みによる1,800万円の減、保険者努力支援分として20万円と特別調整交付金としての165万4,000円、あと県繰入金（2号分）としての244万9,000円、特定健康診査等負担金としての14万2,000円につきましては、交付決定によりそれぞれ増となっております。

続いて、5款1項1目一般会計繰入金66万6,000円の減額です。説明欄を御覧ください。出産育児一時金等繰入金ですが、これは出産を3人として予算化しておりましたが、確定で1人となったことによる減額となります。

続いて、6款1項1目繰越金645万4,000円の減額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として収支のバランスを取るための減額となります。

続きまして9ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額324万4,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。10節需用費、各種証等印刷製本費として28万9,000円の減。こちらは標準化作業が移行したことによる減となります。11節の役務費、共同処理（被保険者異動）として21万4,000円の増。こちらは確定見込みによる共同処理手数料の減額と特別調整交付金に伴う国保連への処理手数料の追加となり、合わせて21万4,000円の増となります。12節委託料、国民健康保険システム改修委託料で316万9,000円の減。子ども・子育て支援金制度のシステム改修費となりますが、額が確定したことによる減額となります。

1款2項1目賦課徴収費、補正額50万円の減額。説明欄を御覧ください。12節の委託料として、電算処理委託料で決算見込みによる、こちらも減額となります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1,400万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節の負担金、一般被保険者療養給付費となりますが、こちらで決算見込みによる減額となっております。

次ページを御覧ください。

2項1目一般被保険者高額療養費、補正額400万円の減額です。説明欄を御覧ください。18節の負担金、一般被保険者高額療養費で決算見込みによる減額となっております。

4項1目出産育児一時金、補正額100万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節負担金、先ほど歳入のほうでもお話ししましたが、出産育児一時金で出産見込みの減による減額となります。

国民健康保険特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

国保診療所事務局長 若井君。

○診療所事務局長（若井 純君）

それでは、専第4号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,730万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和8年3月31日、東白川村長。

それでは、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正、そして、続く5ページから6ページの事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。

7ページの歳入から説明をします。

2. 歳入。

8款1項1目指定寄附金、補正額20万円の増額。医療設備整備基金寄付金として、村内お二方から御寄附をいただいたものです。

続いて、8ページを御覧ください。

3. 歳出。

3款1項1目基金積立金、補正額20万円の増額です。歳入で説明をいたしました指定寄附金を医療設備等整備基金に積み立てるものです。以上になります。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江由次君。

○村民福祉課長（安江由次君）

続きまして、専第5号 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,409万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和8年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

1款1項1目特別徴収保険料、補正額110万円の増額です。説明欄を御覧ください。特別徴収保険料（現年分）としまして、額の確定による増額補正となります。

2目に移ります。普通徴収保険料、補正額30万円の増額。説明欄を御覧ください。普通徴収保険料（現年分）としまして、こちらも額の確定による増額補正でございます。

3款2項1目広域連合補助金、補正額15万5,000円の増額。説明欄を御覧ください。広域連合円滑運営補助金としまして、マイナンバーにひもづけされている方への資格確認書の発送においても補助対象とされるということで、その分の追加補正となります。

6款1項1目繰越金、補正額15万5,000円の減額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金としまして、収支のバランスを取るものでございます。

8ページ、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費は、補助金に伴う財源補正でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額140万円の増額となります。説明欄を御覧ください。18節負担金としてですが、広域連合負担金（保険料等）となります。額の確定による増額補正でございます。

後期高齢者医療特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

専第6号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第6号）。

第1条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額、収入、第1款第1項営業収益99万1,000円の減。

第2項営業外収益217万4,000円の減。

支出、第2款第1項営業費用316万5,000円の減。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額、収入、第3款第1項企業債60万円の減。

第4項補助金892万5,000円の減。

支出、第4款第1項建設改良費952万5,000円の減。

第4条 予算第6条中「1,104万円」を「1,029万5,000円」に改める。

第5条 予算第7条中「1億7,649万2,000円」を「1億6,662万3,000円」に改める。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和8年3月31日、東白川村長。

3ページの補正予算実施計画書から9ページまでの予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略いたします。

10ページを御覧ください。

令和7年度簡易水道事業会計補正予算（第6号）付属書類でございます。

11ページ、補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入。

1款1項1目給水収益99万1,000円の減。これは水道使用料の確定により減額となります。

2項2目他会計補助金134万4,000円の減。他会計補助金213万3,000円の減額と他会計補助金特定収入78万9,000円の増で、事業確定によるものです。

3目国補助金83万1,000円の減。水道施設災害復旧負担金の事業費確定による減額です。

14目雑収益1,000円、その他雑収益不課税で確定によるものでございます。

支出、2款1項1目原水及び浄水費20万1,000円の減額。簡易水道ユーティリティ調達他業務委託料の事業費確定による減額です。

2目配水及び給水費221万9,000円の減額。簡易水道管路台帳更新委託業務17万9,000円の減額と、水道漏水調査委託料の14万3,000円の減額、材料費134万1,000円の減額、工事請負費55万6,000円の減額で、事業費確定による減額となります。

4目業務費34万8,000円の減額。期末手当・勤勉手当、それぞれ事業の確定による減額となります。

総係費39万7,000円の減額。期末手当・勤勉手当で減額でございます。

資本的収入及び支出、収入、3款1項1目企業債60万円の減額。簡易水道事業債の確定により減額となります。

4項1目国庫補助金2,280万円の増。追加となります。これは国庫補助金特定収入で、水道の所管が厚生労働省から国土交通省に移管になったため皆増となります。

2目県補助金2,320万円の減。これも先ほど説明した厚生労働省の所管であった県補助金が、国土交通省で国庫補助金になったための皆減でございます。

3目他会計補助金852万5,000円の減額。事業費確定による減額となります。

支出、4款1項3目配水設備改良費・補助金952万5,000円の減額、委託料80万円の減額、工事請負費872万5,000円の減額で、事業費確定による減額となります。

続きまして、専第7号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額、収入、第1款第2項営業外収益79万1,000円の減額。

第2款第1項営業費用79万1,000円の減額となります。

第3条 予算第6条中「1,456万円」を「1,376万9,000円」に改める。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和8年3月31日、東白川村長。

2ページの補正予算実施計画書から6ページまでの予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表は省略いたします。

7ページの令和7年度小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）付属書類を御覧ください。

8ページ、補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入。

1款2項2目他会計補助金79万1,000円の減額。一般会計補助金の79万1,000円の減額で、事業費確定による減額となります。

支出、2款1項2目処理場費79万1,000円の減額。施設修繕料、事業確定による減額となります。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第2号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から専第7号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）までの6件を一括して採決をいたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第2号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第12号）から専第7号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第3号）までの6件については、原案のとおり承認をされました。

◎議案第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第8、議案第32号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第32号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和8年4月27日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、学校系サーバー類、数量、1式、設置場所、東白川村神土地内。

2. 取得の目的、学校系サーバーの経年劣化による機器更新のため取得及び義務教育学校へ向けた設定作業。

3. 取得の方法、指名競争入札。

4. 取得予定価格812万9,000円。

5. 購入先、株式会社インフォファーム。以上となります。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 財産の取得については、原案のとおり可決をされました。

◎同意第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第9、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、安保泰男君の除斥を求めます。

〔3番 安保泰男君 退場〕

本件についての提案の理由を求めます。

村長 桂川憲生君。

○村長（桂川憲生君）

同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和8年4月27日提出、東白川村長。

記、氏名、安保泰男。生年月日、昭和29年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村五加〇〇〇番地〇。

監査委員の辞職に当たり、議会代表の監査委員に新たに安保泰男氏を選任するものであります。

選任については、議会でも御協議いただいた上での同意を求めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第9号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

安保泰男君の除斥を解除します。

[3番 安保泰男君 入場・着席]

安保泰男君に東白川村監査委員の選任につき、議会が同意したことを告知いたします。

◎岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（安江健二君）

日程第10、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、村長、村議会議員の任期満了により行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に村長 桂川憲生君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました桂川憲生君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました桂川憲生君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選された村長 桂川憲生君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会における議決事項について、会議規則第44条の規定により条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（安江健二君）

これで本日の日程は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年第2回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長
議長

署名議員

署名議員